

運 営 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団の業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところにより、その他の用語の意義は定款の例による。

- (1) 定 款 公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団定款をいう。
- (2) 財 団 公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団をいう。
- (3) 設 置 者 定款第3条に定める設置者で、財団の事業の対象となる者をいう。
- (4) 教職員等 定款第4条第1項第1号に定める教職員等をいう。
- (5) 細 則 定款第49条に定める細目をいう。

(業務執行の基本原則)

第 3 条 この財団の業務は、法令、定款、この規則及び細則等定めるところに従い、適正、かつ、確実な運営を期するように執行しなければならない。

第2章 資金の管理

(資金の運用・管理)

第 4 条 この財団の資金は、当座の支出にあてるため必要、かつ、最小限度の現金または短期の預金として保有するほかは、長期の銀行預金若しくは国債、地方債、社債、外国証券(円貨建債券)その他の方法により、安全、かつ、有利に運用・管理しなければならない。

第3章 申込・辞退及び異動報告等

(申込みの手続)

第 5 条 定款第3条に規定する設置者は、申込書に定款第7条に規定する納付金を添えて申込まなければならない。

(対象幼稚園としての資格の喪失)

第 6 条 設置者は、次の各号の1に該当するときは、財団の事業の対象から除かれる。

- (1) 辞 退
- (2) 定款第8条に規定する負担金を6ヶ月以上滞納したとき。
- (3) その他理事会が、評議員会に諮問の上、不相当と認めた場合。

(辞 退)

第 7 条 この法人の事業の対象から辞退しようとする設置者は、その理由を付して辞退届を提出しなければならない。

(債務の弁済)

第 8 条 財団の事業の対象から除かれた幼稚園が、この財団に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(異動報告)

第 9 条 設置者は、教職員または当該幼稚園に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは事由発生後 10 日以内に財団へ各種届を提出しなければならない。

- (1) 財団に当該幼稚園の教職員等として届出（以下「登録」という。）する教職員等が発生したとき、または登録してある教職員等が退職したとき。
 - (2) 教職員等の氏名に変更があったとき。
 - (3) 法人及び幼稚園の名称、所在地または代表者に異動のあったとき。
 - (4) 同一設置者の経営する幼稚園に異動した場合、又は個人立の設置者と法人立の設置者が、同一人である場合の幼稚園間の異動の場合。
 - (5) 教職員が休職等により、負担金の納入を中断または再開するとき。
- 2 設置者は、財団に登録した教職員の給与を所定の様式により届出しなければならない。既に届出した事項に誤りがあったためにこれを訂正する場合も同様とする。

第 4 章 納付金及び負担金等

(納付金の額)

第 10 条 定款第 7 条第 2 項の納付金の額は、1 幼稚園につき 30,000 円とする。

(標準給与の等級・月額)

第 11 条 定款第 8 条の標準給与の等級・月額は、教職員の給与月額に基づき別表第 1 の区分により定める。

なお、この規則において「給与」の範囲は、私立学校教職員共済組合法（昭和 28 年法律第 245 号）第 21 条を準用する。ただし、通勤にともなう手当は、給与から除外することができる。

- 2 標準給与は、教職員が毎年 7 月 1 日現に雇用される私立幼稚園において同日前 2 月間受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として定める。
- 3 教職員の標準給与の決定にあたり、第 2 項によりがたい場合は、当該職員の資格取得日の属する月の給与月額をもって標準給与とし、同項による標準給与の決定が可能となる年の 9 月まで適用し、この間の標準給与の変更は行なわない。

(負担金の額)

第 12 条 負担金の額は前条第 2 項の月額に 1、000 分の 61 を乗じて得た額とする。

(負担金の納付方法及び納付期限等)

第 13 条 負担金の納付方法は、郵便局の自動払込、銀行の自動払込及び郵便局の払込取扱票による納付方法とする。

- 2 払込取扱票による納付の場合は、財団は各月の負担金納付期限の少なくとも 7 日前までに設置者に払込取扱票を送付するものとする。
- 3 幼稚園は、負担金の毎月の分を翌月 17 日(翌月の 17 日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日)までに納付しなければならない。

(督促状の送付及び延滞金の納入)

第 14 条 財団は、定款第 8 条第 1 項の規定による負担金を滞納した設置者に対して督促状を送付しなければならない。

- 2 督促状は納付期限から 20 日以内に発するものとする。
- 2 督促状の指定期限は、督促状を発行する日から起算して 10 日を経過した日とする。
- 3 督促状に指定した期限までに負担金を完納したときは、延滞金は徴収しない。

- 4 前項の期限までに負担金を完納しない場合は、その負担金額につき年14.6パーセントの割合で、納付期限最終日の翌日から負担金完納の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。
- 6 延滞金の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第5章 退職手当資金の給付

(退職手当資金の給付)

- 第15条 定款第4条第1号の規定による退職手当資金（以下「資金」という。）は、教職員等が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ）に設置者が退職者または遺族（退職した者が退職金の支給を受ける前に死亡した場合を含む。）に支給する退職金に充てるために設置者に給付する。
- 2 設置者が支給する退職金の額は、前項の資金の額を下廻ってはならない。
 - 3 財団から退職手当資金を給付された設置者が、退職者に退職手当を支給しない場合は、資金を財団に返還しなければならない。
 - 4 加入2年未満で退職した教職員に係る納付した負担金は、設置者に返還しないものとする。

(資金の額)

- 第16条 この財団が給付する資金の額は、退職した者の平均標準給与の月額に、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び別表第6の加入期間及び同表の上欄に掲げる退職の理由による区分に応じその下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 2 前項の場合において、死亡が職務上のものであるかどうかの認定は、理事長が行なう。
 - 3 第1項の別表第3は昭和50年3月31日以前の加入者に適用し、別表第5は平成元年3月31日以前の加入者に適用し、別表第6は平成元年4月1日以降の加入者に適用する。

(みなし定年制)

- 第17条 第16条第1項の規定にかかわらず、教職員等が満65歳に達した日の属する年度を越えて勤務した場合、その年度の末日をもって普通退職したものとみなし、退職金を確定する。（以下この要件に該当するものを「みなし定年教職員等」という。）
- 2 みなし定年教職員等となった者に係る負担金は、その翌年度から徴収しない。
 - 3 みなし定年教職員等に係る退職手当資金は、当該職員が現実に退職したときに運営規則第9条第1項の手続きを経て給付する。

(平均標準給与の月額)

- 第18条 第16条第1項の平均標準給与の月額は、教職員等の加入した日の属する月から起算して、退職した日の属する月までの各月における標準給与の月額の合算額を、その総月で除し、円未満の額を切り捨てて得た額とする。

(加入期間の計算)

- 第19条 資金算定の基礎となる加入期間の計算は、同一設置者による幼稚園の教職員等としての引続いた加入期間による。
- 2 前項の規定による加入期間の計算は、当該幼稚園の教職員等が加入した日の属する月から脱退した日の属する月までの月数とする。
 - 3 前2項の規定による加入期間のうち、次の各号に掲げる期間のある月があるときは、その月を加入期間から除外する。
 - (1) 設置者が財団の事業の対象となる前の在職期間及び設置者が納付する負担金について未納期間があるときは、その未納期間に係る月数。
 - (2) 教職員等に休職・停職その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間（以下「休職期間等」という。）があったときはその月数。ただし設置者が休職期間等についても、当該教職員等に係る負担金を納付しているときはこの限りでない。

(資金の給付制限)

第20条 資金は、次の各項の1に該当する場合は支給しない。

(1) 懲戒解雇の処分またはこれに準ずる処分を受けた場合。

(2) 退職者が刑事事件に関し起訴された場合。

ただし、確定判決により禁固以上の刑に処せられなかった場合は、判決確定後に支給する。

2 前項の規定に該当するものかどうかは、財団の理事長が認定する。

(資金の請求手続)

第21条 設置者が資金の給付を受けようとするときは、加入者脱退届兼退職手当資金給付請求書を財団に提出しなければならない。

2 設置者は、退職の事由が職務上の死亡である場合においては、死亡を証明する書類及びその原因、経過等を詳細に記載した書類を添付しなければならない。

(裁定)

第22条 財団は、請求書を受領したときは、これを審査し、資金を給付すべきものと認めたときは、すみやかに加入者脱退確認通知書(退職手当資金裁定兼支払通知書)を設置者に交付する。

2 前項の場合において、審査の結果、資金の給付ができないと認めたときは、その理由を記載した書面により通知する。

(受領書の提出)

第23条 資金を受領した設置者は、すみやかに財団に退職手当資金領収書を提出しなければならない。

2 前項の退職手当資金領収書には、退職者またはその遺族の退職金の受領を証する書面を添付しなければならない。

3 学校法人内で校種間の異動または他県への異動で財団を退職し、退職手当資金を受領した場合は、設置者は預り証を提出しなければならない。

(脱退の場合に交付する交付金)

第24条 設置者が第6条の規定により事業の対象から除外された場合においては、次の各号に掲げる額の合計額(以下「交付金」という。)を当該設置者に支給する。

(1) 当該設置者が資格喪失の際、現に勤務している教職員等のために拠出した負担金合計額。

(2) 当該設置者が資格喪失の際、現に勤務している教職員等のために拠出した負担金の内、その拠出時点より1年以上経過した負担金につき普通預金の年率で計算された利息相当額。ただし、この利息計算において基礎となる期間は年単位とする。

2 前項の交付金は、資格を喪失した日から1年間(以下「据置期間」という。)は、支払を行わない。

ただし、据置期間に生じた交付金に係る果実として、普通預金利率で計算し、円未満の額を切り捨てて得た利息相当額を交付金支払の際、併せて支払う。

3 第1項、第2項の普通預金の利息計算の利率については、資格を喪失した時点での退職手当資金振込事務取扱金融機関の示す普通預金の金利とする。

第6章 補 則

(虚偽の排除)

第25条 設置者がこの財団に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、すでに給付した資金を返還させ、またはその給付を停止することができる。

(調査)

第26条 財団は、負担金または資金に係る事項等につき、必要があると認める場合には、当該設置者から必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第27条 この財団の処分に対して不服のある設置者は、この財団に対して文書をもって審査の請求をする

ことができる。ただし、不服申立ての事項が軽易なものと認められるものについては、口頭によることができる。

2 前項の規定による審査の請求があったときは、財団は、その請求を受理した後、すみやかに審査し、裁決してなければならない。

3 裁決は文書により、かつ、理由を付して行なうものとする。

(加入の制限)

第28条 兼務する2以上の幼稚園が財団に加入し、教職員等がそれぞれの幼稚園より給与を受けている場合であっても、設置者はいずれかの幼稚園を定め、1園のみの加入にしなければならない。

(子ども子育て支援新制度施行に伴う加入の継続)

第29条 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が給付事業の対象となっていた私立幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。）に規定する被共済職員とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、当該社会福祉法人を設置者と見なし加入の継続を認め、退職手当資金給付事業の対象とする。

2 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者は加入を認めない。

(常務理事会)

第30条 理事長は、理事会等へ提案する事項及び緊急事項を協議するため、常務理事会を開催することができる。

2 常務理事会は、理事長、副理事長、常務理事及び専務理事をもって構成する。

(規則の変更)

第31条 この規則を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議を経なければならない。

(細則)

第32条 この規則の実施に関し、必要な文書の様式その他の細目は、運営細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公益法人設立の登記の日から施行し、適用については定款附則第1項に準ずる。

(過去の勤務期間の通算)

2 昭和43年4月1日に、財団の事業の対象となった設置者の幼稚園に同日前から在職している教職員等が、同日後5年以上継続して当該設置者の幼稚園に教職員等として在職したときは、第19条第3項第1号の規定にかかわらず、その在職期間を加入期間に通算する。

ただし、当該加入期間の始期が昭和38年4月1日前であるときは、これを昭和38年4月1日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成25年6月13日から施行し、負担金の額、退職給付金の額の算定については平成26年4月1日より実施する。

(平成26年3月31日以前のみなし定年教職員等の取扱)

2 平成26年3月31日以前のみなし定年教職員等には、運営規則別表第2、別表第3及び別表第4を適用

し、第18条については従前の確定額を適用する。

(2口加入者の例外)

- 3 平成25年6月13日以前に2口の加入を行っている者は従前どおりこれを認める。

附 則

(施行期日)

- 1 この附則は、平成26年6月16日から施行する。
- 2 (退職給付金の額の算定の適用に関する経過措置)
負担金の額、退職給付金の額の算定については、平成25年6月13日改正の附則第1項にかかわらず、次のとおりとする。
(1) 平均標準給与の月額算定については、平成28年4月1日から退職前7年間の標準給与の合計額をその総月数で除した額とする。
(経過措置の検討)
- 3 平成27年度から、負担金の率、退職手当資金支給率及び平均標準給与の計算期間等の検討を行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この附則は平成27年6月13日から施行する。
(退職手当資金の給付額の算定の適用に関する経過措置)
- 2 負担金の額、退職給手当資金の給付額の算定については、次のとおり取り扱うこととする。
(1) 運営規則第12条に定める負担金の額は、平成28年4月1日から実施する。
(2) 運営規則第16条に定める給付する資金の額は、当面、平成25年6月13日改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和5年6月22日から施行する。

別表 第1 (運営規則第11条・第12条)

標準給与一覧表及び負担金額表

標準給与 の等級	標準給与 の月額	給 与 月 額		負担金額 (61/1,000)
第 1 級	80,000 円	82,000 円未滿		4,880 円
第 2 級	84,000 円	82,000 円以上	86,000 円未滿	5,124 円
第 3 級	88,000 円	86,000 円以上	90,000 円未滿	5,368 円
第 4 級	92,000 円	90,000 円以上	94,000 円未滿	5,612 円
第 5 級	96,000 円	94,000 円以上	98,000 円未滿	5,856 円
第 6 級	100,000 円	98,000 円以上	103,000 円未滿	6,100 円
第 7 級	105,000 円	103,000 円以上	108,000 円未滿	6,405 円
第 8 級	110,000 円	108,000 円以上	115,000 円未滿	6,710 円
第 9 級	120,000 円	115,000 円以上	125,000 円未滿	7,320 円
第 10 級	130,000 円	125,000 円以上	135,000 円未滿	7,930 円
第 11 級	140,000 円	135,000 円以上	145,000 円未滿	8,540 円
第 12 級	150,000 円	145,000 円以上	155,000 円未滿	9,150 円
第 13 級	160,000 円	155,000 円以上	165,000 円未滿	9,760 円
第 14 級	170,000 円	165,000 円以上	175,000 円未滿	10,370 円
第 15 級	180,000 円	175,000 円以上	185,000 円未滿	10,980 円
第 16 級	190,000 円	185,000 円以上	195,000 円未滿	11,590 円
第 17 級	200,000 円	195,000 円以上	205,000 円未滿	12,200 円
第 18 級	210,000 円	205,000 円以上	215,000 円未滿	12,810 円
第 19 級	220,000 円	215,000 円以上	225,000 円未滿	13,420 円
第 20 級	230,000 円	225,000 円以上	235,000 円未滿	14,030 円
第 21 級	240,000 円	235,000 円以上	245,000 円未滿	14,640 円
第 22 級	250,000 円	245,000 円以上	255,000 円未滿	15,250 円
第 23 級	260,000 円	255,000 円以上	265,000 円未滿	15,860 円
第 24 級	270,000 円	265,000 円以上	275,000 円未滿	16,470 円
第 25 級	280,000 円	275,000 円以上	285,000 円未滿	17,080 円
第 26 級	290,000 円	285,000 円以上	295,000 円未滿	17,690 円
第 27 級	300,000 円	295,000 円以上	305,000 円未滿	18,300 円
第 28 級	310,000 円	305,000 円以上	315,000 円未滿	18,910 円
第 29 級	320,000 円	315,000 円以上	325,000 円未滿	19,520 円
第 30 級	330,000 円	325,000 円以上	335,000 円未滿	20,130 円
第 31 級	340,000 円	335,000 円以上	345,000 円未滿	20,740 円
第 32 級	350,000 円	345,000 円以上	355,000 円未滿	21,350 円
第 33 級	360,000 円	355,000 円以上	365,000 円未滿	21,960 円
第 34 級	370,000 円	365,000 円以上	375,000 円未滿	22,570 円
第 35 級	380,000 円	375,000 円以上	385,000 円未滿	23,180 円
第 36 級	390,000 円	385,000 円以上	395,000 円未滿	23,790 円
第 37 級	400,000 円	395,000 円以上	405,000 円未滿	24,400 円
第 38 級	410,000 円	405,000 円以上	415,000 円未滿	25,010 円
第 39 級	420,000 円	415,000 円以上	425,000 円未滿	25,620 円
第 40 級	430,000 円	425,000 円以上	435,000 円未滿	26,230 円
第 41 級	440,000 円	435,000 円以上	445,000 円未滿	26,840 円
第 42 級	450,000 円	445,000 円以上	455,000 円未滿	27,450 円
第 43 級	460,000 円	455,000 円以上	465,000 円未滿	28,060 円
第 44 級	470,000 円	465,000 円以上		28,670 円

別表 第2・第3・第4 (運営規則第16条)

退職手当資金支給率表

加入期間	別表第2		別表第3		別表第4	
	平成16年3月31日以前に在職した定年者職員に該当者		平成16年3月31日以前の加入者		平成16年4月1日以降の加入者	
	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職
1年未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1年以上2年未満	0.60	3.60	0.57	3.60	0.00	3.60
2年以上3年未満	1.20	4.50	1.14	4.50	1.40	4.50
3年以上4年未満	1.80	5.40	1.71	5.40	2.10	5.40
4年以上5年未満	2.40	6.00	2.28	6.00	2.80	6.00
5年以上6年未満	3.00	7.50	2.85	7.50	3.50	7.50
6年以上7年未満	4.50	9.00	4.28	9.00	4.20	9.00
7年以上8年未満	5.25	10.50	4.99	10.50	4.90	10.50
8年以上9年未満	6.00	12.00	5.70	12.00	5.60	12.00
9年以上10年未満	6.75	13.50	6.41	13.50	6.30	13.50
10年以上11年未満	7.50	15.00	7.13	15.00	7.00	15.00
11年以上12年未満	11.10	16.65	10.55	16.65	8.20	16.65
12年以上13年未満	12.20	18.30	11.59	18.30	9.40	18.30
13年以上14年未満	13.30	19.95	12.64	19.95	10.60	19.95
14年以上15年未満	14.40	21.60	13.68	21.60	11.80	21.60
15年以上16年未満	15.50	23.25	14.73	23.25	13.00	23.25
16年以上17年未満	16.60	24.90	15.77	24.90	14.20	24.90
17年以上18年未満	17.70	26.55	16.82	26.55	15.40	26.55
18年以上19年未満	18.80	28.20	17.86	28.20	16.60	28.20
19年以上20年未満	19.90	29.85	18.91	29.85	17.80	29.85
20年以上21年未満	21.00	31.50	19.95	31.50	19.00	31.50
21年以上22年未満	22.20	33.30	21.09	33.30	20.30	33.30
22年以上23年未満	23.40	35.10	22.23	35.10	21.60	35.10
23年以上24年未満	24.60	36.90	23.37	36.90	22.90	36.90
24年以上25年未満	25.80	38.70	24.51	38.70	24.20	38.70
25年以上26年未満	28.38	40.50	26.96	40.50	25.50	40.50
26年以上27年未満	30.95	42.30	29.40	42.30	26.80	42.30
27年以上28年未満	33.53	44.10	31.85	44.10	28.10	44.10
28年以上29年未満	36.10	45.90	34.30	45.90	29.40	45.90
29年以上30年未満	38.68	47.70	36.74	47.70	30.70	47.70
30年以上31年未満	41.25	49.50	39.19	49.50	32.00	49.50
31年以上32年未満	42.63	51.15	40.49	51.15	33.30	51.15
32年以上33年未満	44.00	52.80	41.80	52.80	34.60	52.80
33年以上34年未満	45.38	54.45	43.11	54.45	35.90	54.45
34年以上35年未満	46.75	56.10	44.41	56.10	37.20	56.10
35年以上36年未満	48.13	57.75	45.72	57.75	38.50	57.75
36年以上37年未満	49.50	59.40	47.03	59.40	39.80	59.40
37年以上38年未満	50.88	60.00	48.33	60.00	41.10	60.00
38年以上39年未満	52.25		49.64		42.40	
39年以上40年未満	53.63		50.94		43.70	
40年以上41年未満	55.00		52.25		45.00	
41年以上42年未満	56.38		53.56			
42年以上43年未満	57.75		54.86			
43年以上44年未満	59.13		56.17			
44年以上	60.00		57.00			

(注) 勤続期間に年未満の端数があるときは、年未満の端数を切捨て上表を適用する。

(運営規則第16条関係)

退職手当資金支給率表 (適用については今後検討)

加入期間	別表 第2		別表 第3		別表 第4		別表 第5		別表 第6	
	平成16年3月31日以前にみなし定年教職員となった者		平成16年3月31日以前の加入者で平成17年3月31日から適用前年度にみなし定年教職員となった者及び昭和50年3月31日以前の加入者		平成16年4月1日以降の加入者で平成18年3月31日から適用前年度にみなし定年教職員となった者		平成元年3月31日以前の加入者		平成元年4月1日以降の加入者	
	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職	普通退職	職務上の死亡退職
1年未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00
1年以上2年未満	0.60	3.60	0.57	3.60	0.00	3.60			0.00	3.60
2年以上3年未満	1.20	4.50	1.14	4.50	1.40	4.50			1.50	4.50
3年以上4年未満	1.80	5.40	1.71	5.40	2.10	5.40			2.25	5.40
4年以上5年未満	2.40	6.00	2.28	6.00	2.80	6.00			3.00	6.00
5年以上6年未満	3.00	7.50	2.85	7.50	3.50	7.50			3.75	7.50
6年以上7年未満	4.50	9.00	4.28	9.00	4.20	9.00			4.50	9.00
7年以上8年未満	5.25	10.50	4.99	10.50	4.90	10.50			5.25	10.50
8年以上9年未満	6.00	12.00	5.70	12.00	5.60	12.00			6.00	12.00
9年以上10年未満	6.75	13.50	6.41	13.50	6.30	13.50			6.75	13.50
10年以上11年未満	7.50	15.00	7.13	15.00	7.00	15.00			7.50	15.00
11年以上12年未満	11.10	16.65	10.55	16.65	8.20	16.65			9.50	16.65
12年以上13年未満	12.20	18.30	11.59	18.30	9.40	18.30			10.40	18.30
13年以上14年未満	13.30	19.95	12.64	19.95	10.60	19.95			11.30	19.95
14年以上15年未満	14.40	21.60	13.68	21.60	11.80	21.60			12.20	21.60
15年以上16年未満	15.50	23.25	14.73	23.25	13.00	23.25			13.10	23.25
16年以上17年未満	16.60	24.90	15.77	24.90	14.20	24.90			14.20	24.90
17年以上18年未満	17.70	26.55	16.82	26.55	15.40	26.55			15.40	26.55
18年以上19年未満	18.80	28.20	17.86	28.20	16.60	28.20			16.60	28.20
19年以上20年未満	19.90	29.85	18.91	29.85	17.80	29.85			17.80	29.85
20年以上21年未満	21.00	31.50	19.95	31.50	19.00	31.50			19.00	31.50
21年以上22年未満	22.20	33.30	21.09	33.30	20.30	33.30			20.30	33.30
22年以上23年未満	23.40	35.10	22.23	35.10	21.60	35.10			21.60	35.10
23年以上24年未満	24.60	36.90	23.37	36.90	22.90	36.90			22.90	36.90
24年以上25年未満	25.80	38.70	24.51	38.70	24.20	38.70			24.20	38.70
25年以上26年未満	28.38	40.50	26.96	40.50	25.50	40.50			25.50	40.50
26年以上27年未満	30.95	42.30	29.40	42.30	26.80	42.30	27.93	42.30	26.80	42.30
27年以上28年未満	33.53	44.10	31.85	44.10	28.10	44.10	30.26	44.10	28.10	44.10
28年以上29年未満	36.10	45.90	34.30	45.90	29.40	45.90	32.59	45.90	29.40	45.90
29年以上30年未満	38.68	47.70	36.74	47.70	30.70	47.70	34.90	47.70	30.70	47.70
30年以上31年未満	41.25	49.50	39.19	49.50	32.00	49.50	37.23	49.50	32.00	49.50
31年以上32年未満	42.63	51.15	40.49	51.15	33.30	51.15	38.47	51.15	33.30	51.15
32年以上33年未満	44.00	52.80	41.80	52.80	34.60	52.80	39.71	52.80	34.60	52.80
33年以上34年未満	45.38	54.45	43.11	54.45	35.90	54.45	40.95	54.45	35.90	54.45
34年以上35年未満	46.75	56.10	44.41	56.10	37.20	56.10	42.19	56.10	37.20	56.10
35年以上36年未満	48.13	57.75	45.72	57.75	38.50	57.75	44.38	57.75	38.50	57.75
36年以上37年未満	49.50	59.40	47.03	59.40	39.80	59.40	44.68	59.40	39.80	59.40
37年以上38年未満	50.88		48.33		41.10		45.91	60.00	41.10	60.00
38年以上39年未満	52.25		49.64		42.40		47.16	60.00	42.40	60.00
39年以上40年未満	53.63		50.94		43.70		48.39	60.00	43.70	60.00
40年以上41年未満	55.00		52.25			60.00	49.64	60.00	45.00	60.00
41年以上42年未満	56.38	60.00	53.56	60.00			50.88	60.00	45.00	60.00
42年以上43年未満	57.75		54.86		45.00		52.12	60.00	45.00	60.00
43年以上44年未満	59.13		56.17				53.36	60.00	45.00	60.00
44年以上	60.00		57.00				54.15	60.00	45.00	60.00

(注) 勤続期間に年未満の端数があるときは、年未満の端数を切り捨て上表を適用する。